

東近江市子育てハンドブック協働発行业者募集要項

1 募集の趣旨

東近江市では、子どもを安心して産み育てられるよう、各種手続き案内等の行政情報のほか、子育てに纏わる情報等を加えた子育てハンドブックを発行するに当たり、市と協働で発行する民間事業者等（以下「事業者」という。）の募集を次のとおり実施する。

2 業務概要

(1) 事業名称

東近江市子育てハンドブック協働発行业務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務実施期間

協定締結後から令和10年5月31日までの間とし、掲載内容については、1年ごとに更新する。納品時期等の詳細については、別途協議の上決定する。

(4) 発行時期

令和8年5月下旬（5月中旬納品）

令和9年5月下旬（5月中旬納品）

令和10年5月下旬（5月中旬納品）

(5) 経費

ハンドブックの編集、広告営業、印刷・製本、納品等に係る費用は、事業者が全額負担すること。

3 募集方法

市ホームページに掲載する。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 他の自治体で官民連携による行政ガイドの発行実績があること。
- (2) 広告募集及び製作を一括して行うことができ、その費用を全額負担できること。
- (3) 仕様書を満たす担当者を本業務に配置できること。

5 募集開始日

令和7年8月29日（金）

6 申込手続

(1) 申込受付期限

令和7年9月19日（金）午後5時必着

(2) 申込に必要な書類

ア 東近江市子育てハンドブック協働発行業務企画提案書

イ 他の自治体で発行した行政ガイド（冊子の名称は問わない。）

ウ 以下の項目を記入した書類（任意様式）

(ア) 会社概要（会社名、代表者、資本金など）

(イ) 本社の所在地及び窓口となる営業所の所在地

(ウ) 窓口となる部局、担当者名

(エ) 連絡先（電話番号、ファクス、メールアドレス）

(3) 申込書の提出方法及び提出先

郵送（9月19日（金）必着）又は東近江市こども政策課へ直接提出すること。

※郵送の場合は、配達証明等到着日時の記録が残るものを使用すること。併せ

て、期限内に到着しているか担当者まで必ず確認すること。

7 協働発行業者の選定

(1) 複数の応募者があった場合は、東近江市子育てハンドブック協働発行業者審査評価基準表に基づき提出書類の書類選考を行う。

(2) 選考結果については、選考が行われた日から10日以内に文書で通知する。

なお、選考に対する異議申立て及び質問は受け付けない。

8 協定に関する基本事項について

協定内容は、企画提案書等に基づき、協定を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

9 その他

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、応募者に無断で、今回の提案募集に係る事業者選定以外の目的には使用しない。

(3) 本業務の内容は、提案及び仕様の内容に限定されることなく、特定相手方と締結する協定書によるものとする。

(4) 問合せ及び担当部署

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市こども未来部こども政策課

担当者 こども政策課 高石

TEL 0748-24-5643（直通）

IP 050-5801-5643（直通）

FAX 0748-23-7501

E-MAIL kodomo@city.higashiomi.lg.jp